

生前のサポート

■入院費用の連帯保証

ご契約時の年会費引き落とし口座（普通預金口座）の残高が1,000万円以上で、所定の審査を通過した方の場合、入院期間にかかわらず、入院費用の連帯保証を受けることが可能です。

上記に該当しない方の場合、下記のいずれかを満たしていただくことで、入院期間原則1ヶ月以内の入院費用の連帯保証が可能となります。

（B.については、70歳以下の方に限り、認めさせていただきます条件です）

- A. 「生前支援預託金」100万円をご契約時に預託いただく
- B. 年会費引き落とし口座の残高を200万円以上の水準に維持していただき、毎年1回、年会費引き落とし口座の残高確認資料（通帳のコピー等）をご提出いただくことにつき、ご同意いただく

■緊急連絡先としての登録

入院時はもちろん、就職時、賃貸住宅入居時等の緊急連絡先としてご登録いただくことが可能です。

■入退院時等の実働支援（必要に応じ）

入退院時の実働支援が必要な場合は、よろずパートナーズのスタッフによる実働支援が受けられます。

<実働支援料金>

基本料金5,500円（税込）＋時間料金5,500円（税込）×支援時間

- （※）支援時間には、往復時間も含まれます。
- 15分未満は切り捨て、15分以上は切り上げて計算します。
- 実働支援は原則平日9時～17時の時間帯とさせていただきます。
- 上記時間帯に収まらない支援を行う場合、基本料金を11,000円（税込）、時間料金を6,600円（税込）とさせていただきます。

実働支援料金や交通費等の実費、よろずパートナーズが立て替えた費用等は、リコーリースの集金代行サービスを通じて、年会費引き落とし口座から引き落とさせていただきます。

■介護施設利用料等の連帯保証

以下の保証料をお支払いいただくことで、介護施設利用料等の連帯保証（最大24ヶ月分）が可能となります。

（※）別途、提携保証会社の審査が必要となる場合があります。

<初回保証料> 介護施設利用料等の1ヶ月分×50%

<年間保証料> 13,200円（税込）/年

■身体が動かなくなった場合・認知症になった場合の支援

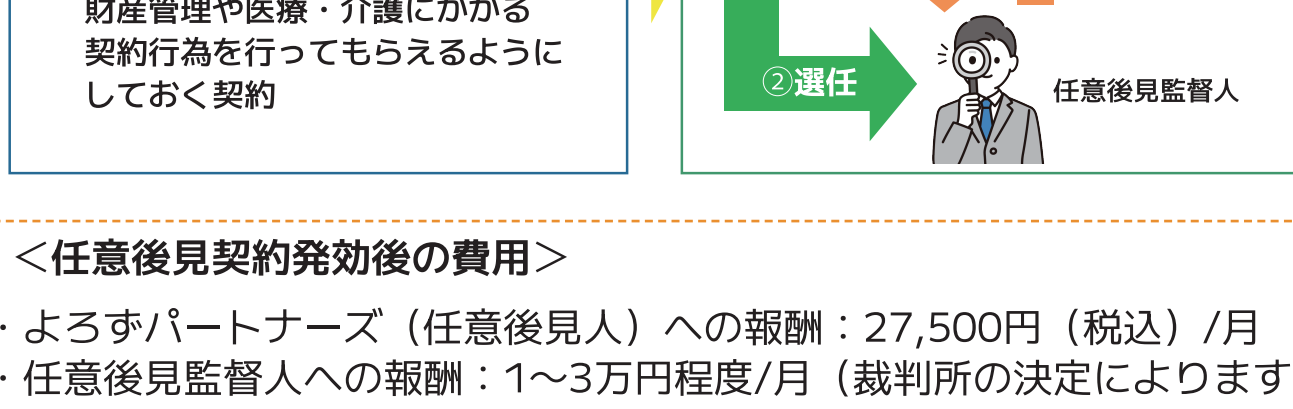
71歳以上のご契約者には、原則、よろずパートナーズとの間に「財産管理等委任契約書」「任意後見契約書」をご締結いただいております。

【財産管理等委任契約書】

「判断能力は衰えていないが、身体がいうことをきかない」という状態になった場合は、「財産管理等委任契約」を発効させ、よろずパートナーズが介護・医療費の支払い、現金の引き出し・お届け、通帳記入などの財産管理のお手伝いをさせていただきます。

<財産管理等委任契約発効後の費用> 11,000円（税込）/月

【任意後見契約】



<任意後見契約発効後の費用>

- ・よろずパートナーズ（任意後見人）への報酬：27,500円（税込）/月
- ・任意後見監督人への報酬：1～3万円程度/月（裁判所の決定によります）

ご逝去後のサポート

■ご逝去後の初動対応

ご遺体を提携葬儀社の安置施設に搬送、安置させていただきます。入院費用や介護施設利用料等の清算も実施します。

■ご逝去後の事務手続きの支援

主な支援内容と費用のイメージ

<主な支援内容>

- ・葬儀
- ・納骨
- ・遺品整理
- ・役所等への届出
死亡診断書の受け取り、死亡届の提出、健康保険証の返却、年金の受給停止手続き、介護保険の資格喪失届の提出、取引金融機関への連絡など
- ・賃貸マンションの退去手続き

<これらの手続きにかかる実費>
500,000円～1,200,000円程度

＋
<死後事務支援手数料>
330,000円（税込）

預託金方式

「死後事務預託金」として、物価高騰等に備えた予備費（100,000円～）とともにご契約時に預託いただけます。

（※）手続きにかかる実費の金額は、ご依頼いただく手続きの内容によって異なります。ご契約時に十分にお打ち合わせの上、見積もり額をご提示いたします。

遺言書方式

手続きにかかる実費と死後実務支援手数料を預託いただくか、ご契約者のご逝去後によりずパートナーズが手続きにかかる実費をいったん立て替え払いした上で、死後実務支援手数料とともに遺言執行者に請求し、遺産の中から支払いを受ける方式です。

預託金の管理

■預託金の管理

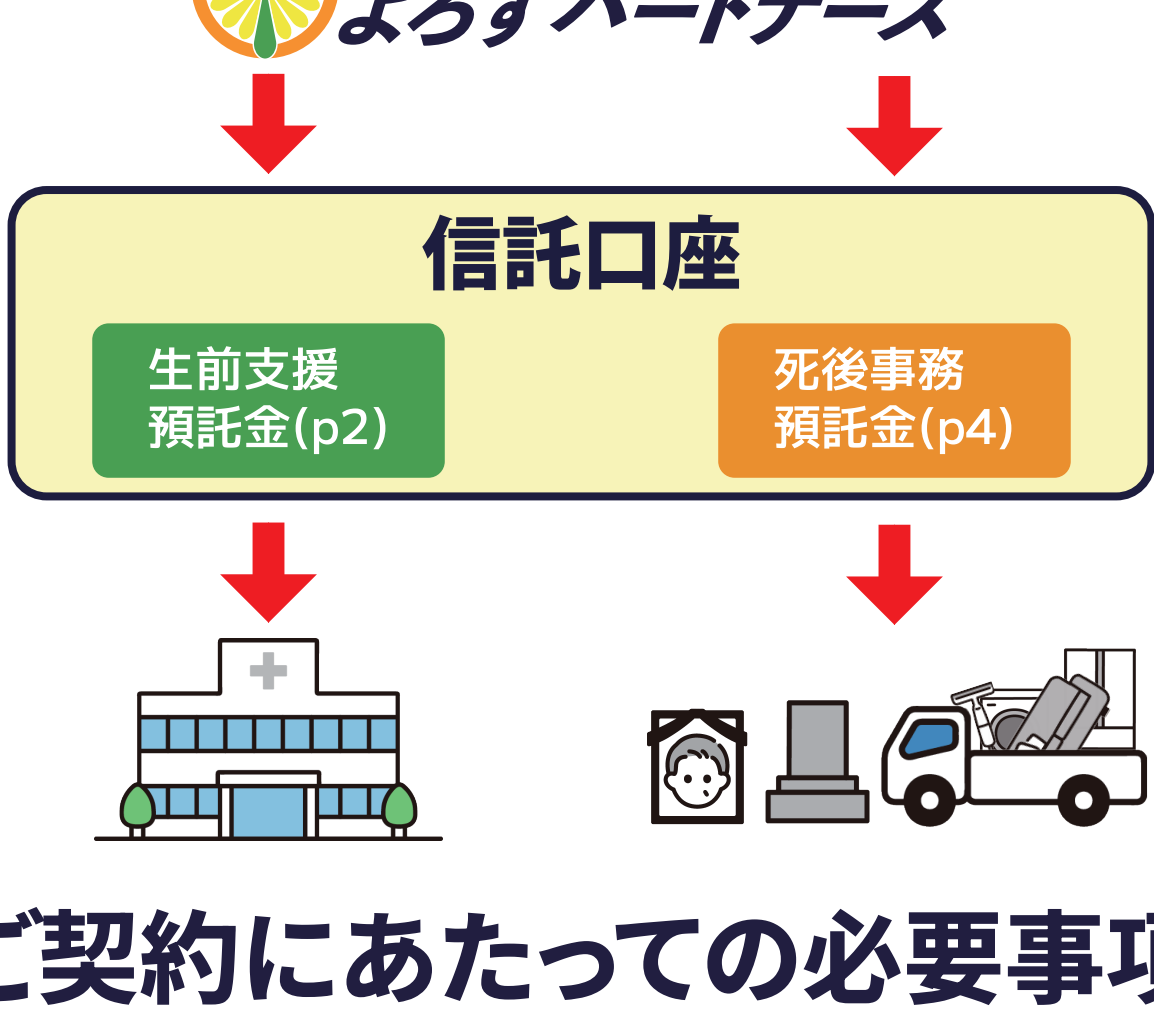
生前支援預託金(p2)も死後事務預託金(p4)も、信託会社に開設した「信託口座」でよろずパートナーズ固有の資産とは分別して管理しますので、安全に保全されます。

【生前にご解約される場合】

お預かりした預託金額から信託会社に支払う手数料22,000円（税込）を差し引いた金額を返還させていただきます。

【死後事務完了後の余剰額の返還】

死後事務完了後に余剰が生じた場合は、余剰額から信託会社に支払う手数料22,000円（税込）を差し引いた金額を遺言執行者または相続人に返還させていただきます。



ご契約にあたっての必要事項

■ご本人確認資料のご提出

「お写真真入りのご本人確認資料（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）のコピー」をご提出ください。

■ご契約の条件

ご契約時点のご年齢が89歳以下で、判断能力が十分であることが必要です。ご契約にあたっては、よろずパートナーズの審査が必要となります。

審査の過程で収入や財産の状況を開示いただく場合があります。

■安否確認態勢の確立

介護施設にお住まいの方など、安否確認態勢が確立されている方を除き、よろずパートナーズが認める安否確認態勢の構築が必要となります（費用はご負担いただけます）。

<例1> HOME ALSOKみまもりサポート（価格はいずれも2025年4月現在）



レンタルプラン：月額：3,289円（税込）
設置工事費：18,480円（税込）

「ライフリズム監視」をセットしたプランです。
設置環境等により、別途費用が発生する場合があります。

<例2> クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン



初期費用・電球代：0円、月額：1,738円（税込）
ご自宅の電球を「ハローライト」に交換いただけます。

■「医療ならびに親族への連絡に関する要請書」の提出

ご本人の意識がない場合等に医療機関に提示し、ご本人の意思を尊重いただくよう、要請します（年1回、変更の有無を確認）。

■財産管理等委任契約書・任意後見契約書の作成

原則71歳の誕生日までに（71歳以上でご契約される方は、ご契約後3ヶ月以内に）よろずパートナーズとの間に財産管理等委任契約書・任意後見契約書をご締結いただきます（費用については、p3をご参照ください）。

■公正証書遺言の作成

原則71歳の誕生日までに（71歳以上でご契約される方は、ご契約後3ヶ月以内に）よろずパートナーズが認める弁護士、司法書士等を遺言執行者とする公正証書遺言をご作成いただけます（費用は、別途ご負担いただけます）。

費用

■ご契約時

352,000円（税込）

入会金55,000円（税込）
当初事務手数料187,000円（税込）
死後事務登録手数料110,000円（税込）の合計額

■ご契約期間中（年会費）

ご契約時の満年齢	年会費の金額（税込）
64歳以下	19,800円/年
65～74歳	39,600円/年
75歳以上	66,000円/年

年会費は、ご契約時の満年齢により、上表に従い決定され、生涯定額です。なお、「ライトプラン」から移行された方は、「ライトプラン」ご契約時の満年齢を上表にあてはめて年会費の金額を決定します。

【例】75歳の方のご契約時にかかる費用

（2025年4月現在）

（クロネコ見守りサービスハローライト訪問プランで安否確認態勢構築の場合）

<手数料等>

入会金・手数料等：352,000円（税込）

初年度年会費：66,000円（税込）

初年度安否確認費用：20,856円（税込）

合計：438,856円（税込）

<預託金>

生前支援預託金：0円 または 1,000,000円

死後事務預託金：800,000円～1,500,000円程度

（預託金方式の場合、遺言書方式の場合は預託金は不要です）

■提携司法書士法人等にお支払いいただく費用

財産管理等委任契約書・任意後見契約書作成サポート費用：132,000円（税込）

公正証書遺言作成サポート費用：187,000円（税込、証人2名の報酬込）

（別途、公証役場に支払う手数料等がかかります）